

# 木造住宅の 解体工事補助金

## 工事費の1/2 最大50万円

補助上限額：基本額30万円 + 加算額各10万円  
(加算条件 ①非課税世帯の場合 ②空き家の場合)

耐震性のない木造住宅の解体工事費用の一部を補助しています。

### 対象住宅の 主な条件

- 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手
  - 市内にある在来工法・2階建て以下の木造住宅
  - 簡易耐震診断又は耐震診断で「倒壊の可能性がある」と判定された住宅
- ※ 居住者のいない**空き家も申請可能**です！

補助制度等  
案内ページ



### 申請者の 主な条件

- 当該住宅を「所有している個人」又は「その親族」の方
  - 市税等を滞納していない方
- ※ 2月末日までに実績報告が必要。スケジュールにご注意ください。

### 申込期間

4月1日（月）～12月27日（金）（土・日・祝除く）

## 木造住宅の解体に関する補助制度

いずれも事前の申請が必要

**簡易耐震診断**  
(簡易的に倒壊の危険性を判定)

又は

**耐震診断**  
(現地調査による耐震性の判定)

解体工事の補助を受けるには、いずれかの診断の結果「倒壊の可能性あり」と判定される必要があります。

ご覧のチラシは「解体工事」の案内です！

**解体工事** ⇒ 工事費の1/2 **最大50万円**を補助

基本額30万円 + 加算額各10万円

<加算条件> (1) 非課税世帯の場合 (2) 空き家の場合



### 注意

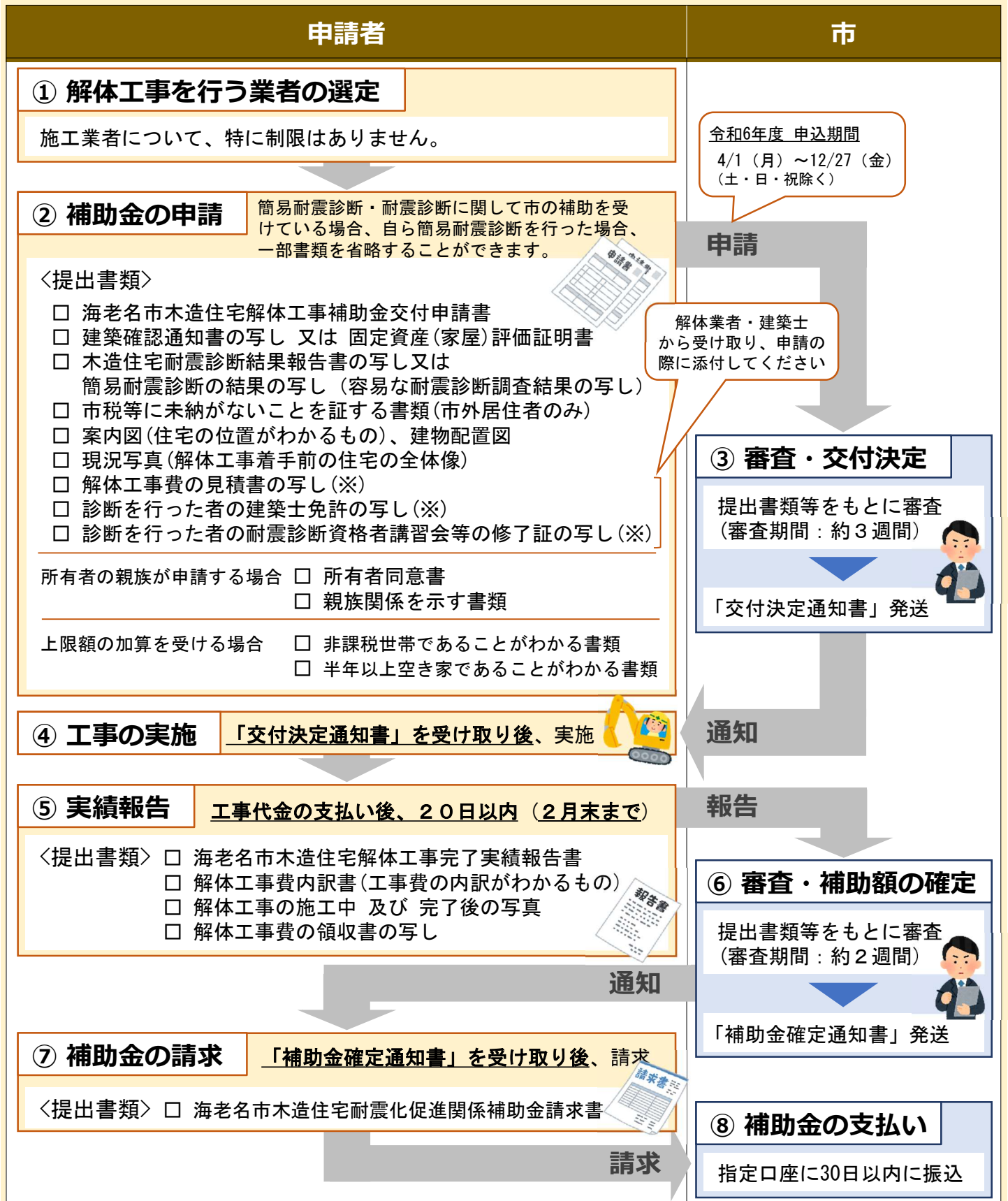
解体工事以外の工事等は補助の対象外です。  
(例：家具の撤去、樹木の伐採伐根、庭石の撤去、物置の撤去 等)

問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9392  
〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R6.4作成

# 木造住宅解体工事補助金 手続きの流れ



問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9392  
〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R6.4作成

関連補助制度の紹介  
ブロック塀等撤去

地震時のブロック塀等の倒壊被害を予防するため、撤去費を補助します。

対象：道路に面する60cm以上の高さのブロック塀等  
補助金額：最大20万円（通学路等は最大30万円）